

「国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正案」

「自動車運転代行業者が締結すべき損害賠償責任保険契約等の補償限度額及び随伴用自動車の表示等の表示方法等を定める告示の一部改正案」
に関するパブリックコメントの募集について

1. 背景

国土交通省と警察庁は、平成14年6月に施行された「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」(平成13年法律第57号)の附則第4条に基づき、同法の施行後5年間の施行状況の検討並びにドライバー及び飲食店等の経営者に対するアンケート調査等を行い、その結果を踏まえ、飲酒運転根絶の受け皿としての「安全で良質な運転代行サービス」の利用環境改善のために両省庁が講ずる具体的な方策を、平成20年2月7日に「運転代行サービスの利用環境改善プログラム」としてとりまとめたところです。

本プログラムにおいては、利用者の利便性・安心感の向上を図るための措置を講ずることとしておりますが、今般、「国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則」(以下「規則」という。)及び「自動車運転代行業者が締結すべき損害賠償責任保険契約等の補償限度額及び随伴用自動車の表示等の表示方法等を定める告示」(以下「告示」という。)を改正し、利用者保護の充実を図る観点から、自動車運転代行業者に対し、代行運転自動車(顧客の自動車)に係る車両保険・共済の加入を義務付けることとします。

2. 改正の概要

(1) 代行運転自動車に係る車両保険・共済への加入の義務づけ

代行運転自動車に係る車両保険・共済への加入を義務づけ、補償限度額の下限を200万円とします。(告示第2条第2号)

(2) 代行運転自動車に係る車両保険・共済について免責条項の適用を除外

代行運転自動車に係る車両保険・共済への加入を義務付けるにあたり、現在販売されている車両保険・共済商品の実態等を勘案し、現行の規則第3条の損害賠償措置基準における「自動車運転代行業者の法令違反が原因の事故について補償が免責となっていないこと」としている規定(免責条項)について、代行運転自動車に係る車両保険・共済に対しては、これを適用除外とすることとします。(規則第3条第2号ロ)

(3) その他所要の改正を行うこととします。

3. 今後のスケジュール(予定)

公布 : 平成20年6月

施行 : 平成20年10月1日